

令和元年度  
飲食店における受動喫煙防止にかかるアンケート  
報告書  
概要版

東京都福祉保健局

# 目次

第1章 調査概要 .....	1
1. 調査の目的 .....	1
2. 調査期間 .....	1
3. 調査設計 .....	1
4. アンケート回収結果 .....	1
5. この調査における禁煙・分煙の定義 .....	2
6. その他 .....	3
7. 調査項目 .....	3
第2章 調査結果 .....	4
1. 回答者の属性 .....	4
2. 受動喫煙に関する制度について .....	8
3. 現在の禁煙・分煙の状況について .....	13
4. 今後の受動喫煙防止対策について .....	20
5. 東京都への要望について .....	22

# 第1章 調査概要

## 1. 調査の目的

受動喫煙防止対策を推進し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が、2020年4月に全面施行される。また、これに先んじて7月1日から法の一部施行により、第一種施設に対する規制が始まっており、9月1日から条例の一部施行により学校等の敷地内禁煙及び、飲食店店内の喫煙状況の店頭表示義務が開始する。

飲食店における新制度の認知度や取組状況を把握し、全面施行に向けた都の取組の強化につなげるため、調査を行った。

## 2. 調査期間

令和元年12月13日から令和元年12月26日

※令和2年1月7日に督促状を発送し、令和2年1月15日を締切りとした。

## 3. 調査設計

### (1) 調査対象

東京都全域（島しょ地域を含む。）に商材地がある飲食店から無作為抽出した10,000標本

### (2) 調査方法

郵送配布・郵送回収による調査

### (3) その他

調査期間中に問合せ窓口を設置し、調査対象者からの調査に関する問い合わせ対応をするとともに、未回答者への督促電話を実施。

## 4. アンケート回収結果

表 調査回収結果

発送数	回収数	回収率
10,000	1,842	18.42%

## 5. この調査における禁煙・分煙の定義

この調査においては、以下のとおり定義する。

### (1) 全面禁煙

全ての営業時間帯において、店内で喫煙できないこと。

※全面禁煙の例



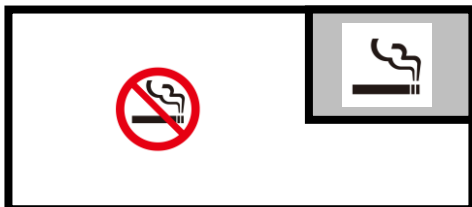
フロア全て禁煙場所

### (2) 分煙

#### ① 完全分煙

煙が流れないように、喫煙室又は仕切り壁を設置する等、喫煙席と禁煙席を区分すること

※完全分煙の例



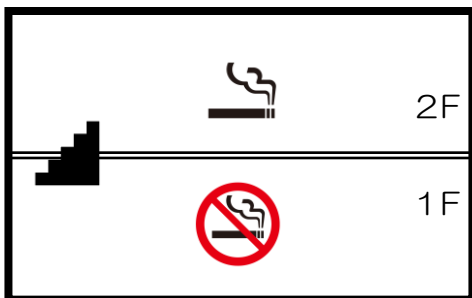
←  
喫煙室

同じフロアに禁煙室を設けている  
(喫煙室に座席はなく、煙は屋外に排気)



完全な仕切り壁

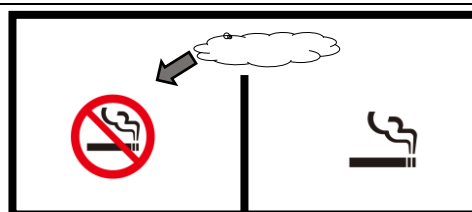
仕切り壁を設けて煙が流れないようにしている  
(煙は屋外に排気)



喫煙階と禁煙階に分けている  
(禁煙階には煙は流れない)

#### ② 喫煙席と禁煙席に分ける分煙

喫煙室と禁煙席とを分けているが、禁煙席にも煙が流れること



- 席を分ける分煙 (煙は流れる)
- ついたてやカーテン等で分けているが、禁煙席に煙は流れる

### (3) 時間分煙

ランチタイムなど特定の時間を設けて、その時間帯においては店内で喫煙できないこと

※2020年4月以降は、(2)及び(3)は違反となる可能性がある。

## 6. その他

- (1) アンケート調査結果の集計に当たっては、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならないことがあります。
- (2) nは当該設問の回答者数（母数）です。
- (3) nが少数にとどまる分析軸については、あえて記述していない場合もあります。
- (4) 複数の回答が可能な設問では、図表タイトル末に「(複数回答)」と記載しており、記載がない場合は、「単数回答」であることを示しています。
- (5) 複数の回答が可能な設問では、構成比の合計が100%を超える場合があります。
- (6) サンプル数が少数のものについては、参考値として掲載しています。

## 7. 調査項目

調査項目については、5つのカテゴリに分け計項目に分け、自由記載箇所を含む計23問で構成している。設問内容については、以下のとおり定義する。

### I. お店の状況について

- |          |           |
|----------|-----------|
| 問1. 業種   | 問2. 所在地   |
| 問3. 経営形態 | 問4. 従業員数  |
| 問5. 客席数  | 問6. 客席の面積 |
| 問7. 資本金  |           |

### II. 受動喫煙に関する制度について

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 問8. 受動喫煙が健康に影響すること        | 問9. 改正健康増進法の認知度      |
| 問10. 原則屋内禁煙について           | 問11. 受動喫煙の防止の責務      |
| 問12. 飲食店の原則屋内禁煙について       | 問13. 東京都受動喫煙防止条例の認知度 |
| 問14. 喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室の認知度 |                      |
| 問15. 違反時の指導や過料の対象について     | 問16. 受動喫煙に関する情報収集先   |

### III. 現在の禁煙・分煙の状況について

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 問17. 現在の禁煙・分煙等の対策        | 問17-1. 全面禁煙にしている理由    |
| 問17-2. 完全分煙にしている理由       | 問18. 屋外の喫煙場所などの状況について |
| 問19. 店内の禁煙・分煙状況の表示について   | 問19-1. 表示義務化を知った先     |
| 問19-2①. 表示していない理由        | 問19-2②店頭掲示用のステッカーの認知度 |
| 問19-3③. 店頭表示用のステッカーの利用希望 |                       |

### IV. 今後の受動喫煙防止対策について

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 問20. 今後の受動喫煙防止の取組予定 | 問21. 問20の取組で参考にしたもの |
|---------------------|---------------------|

### V. 東京都への要望などについて

- 問22. 受動喫煙防止の取組のために東京都へ要望すること
- 問23. 受動喫煙に関する意見・要望

## 第2章 調査結果

### 1. 回答者の属性

#### (1)業種 <問1>

##### <問1 業種>

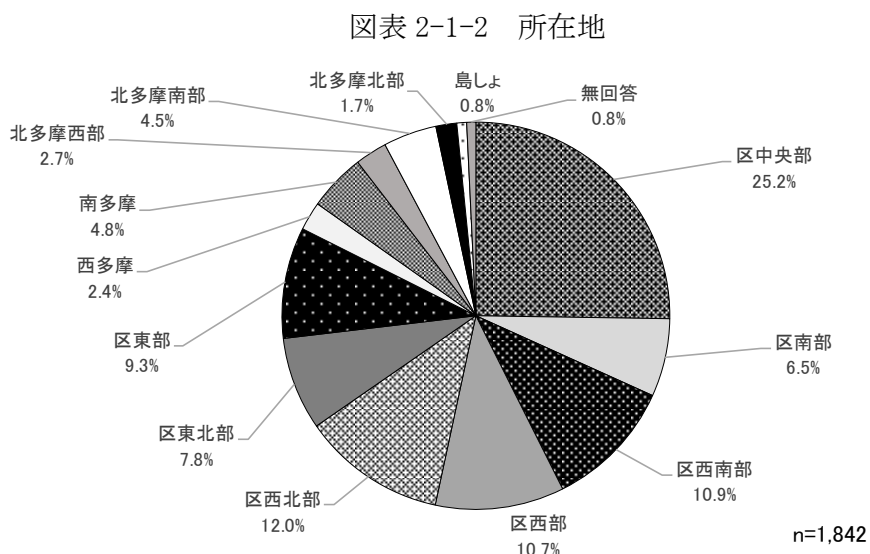
図表 2-1-1 業種

令和元年			
		件数	構成比
一般飲食店	喫茶店	42	2.3%
	ファミリーレストラン	27	1.5%
	そば・うどん店	96	5.2%
	寿司店	101	5.5%
	上記以外の日本料理店(天ぷら料理、うなぎ料理、かに料理、牛丼、鍋料理、しゃぶしゃぶなど)	255	13.8%
	西洋料理店(フランス料理、イタリア料理など)	155	8.4%
	中華料理店(ラーメン店含む)	325	17.6%
	焼肉店、カレー専門店、エスニック料理店など	152	8.3%
	一般食堂(定食屋など)	88	4.8%
	ファーストフード店	21	1.1%
	お好み焼き店、もんじゃ焼き店	65	3.5%
	その他上記以外の飲食店(たこ焼き屋、甘味処など)	37	2.0%
	一般飲食店計	1,364	74.0%
	遊興飲食店	料亭	9
小料理店		67	3.6%
バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ		119	6.5%
酒場、ビアホール(居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど)		268	14.5%
遊興飲食店計		463	25.1%
無回答		15	0.8%
合計		1,842	100.0%

※ 本調査においては、飲食店のうち、「料亭」「小料理店」「バー、スナック、キャバレー、ナイトクラブ」「酒場、ビアホール(居酒屋、焼鳥屋、ダイニングバーなど)」を『遊興飲食店』として集計しています。

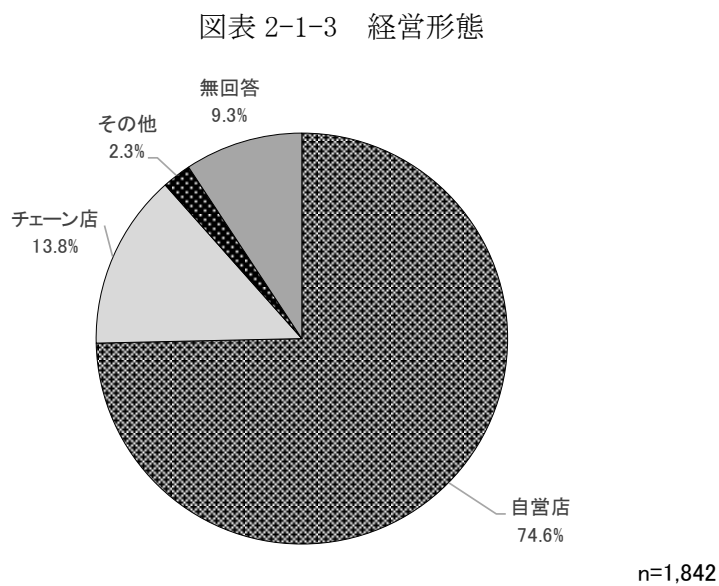
(2)所在地 <問2>

「区中央部」が25.2%最も多く、次いで「区西北部」12.0%、「区西南部」10.9%、「区西部」10.7%となっています。



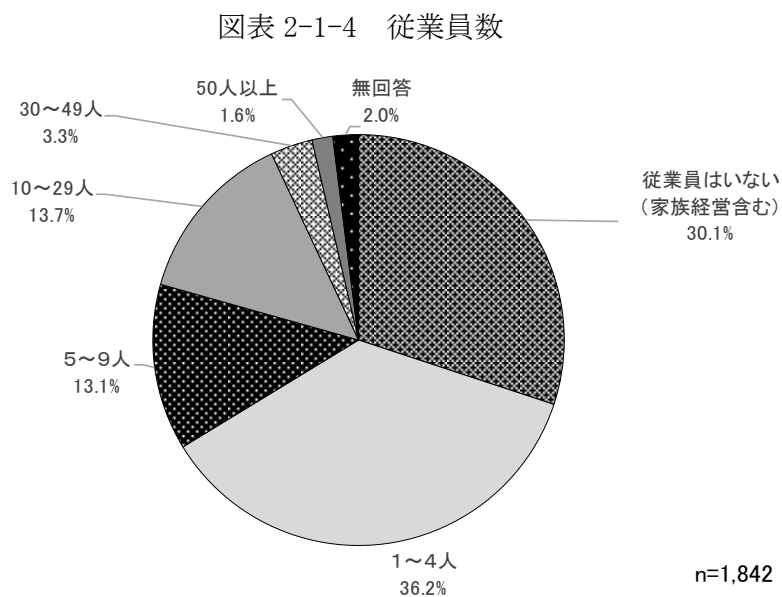
(3)経営形態 <問3>

「自営店」が74.6%と7割台半ばを占めており、「チェーン店」は13.8%、その他は2.3%となっています。



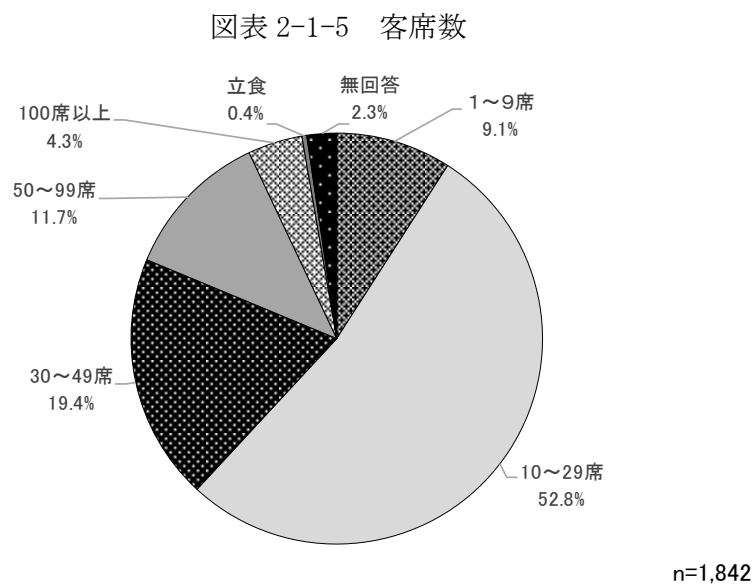
#### (4) 従業員数 <問4>

従業員がいない飲食店は、30.1%でした。



#### (5) 客席数 <問5>

客席数は、「10~29席」が52.8%と最も多く、次いで「30~49席」19.4%、「50~99席」11.7%となっています。50席未満の店が全体の8割以上を占めています。

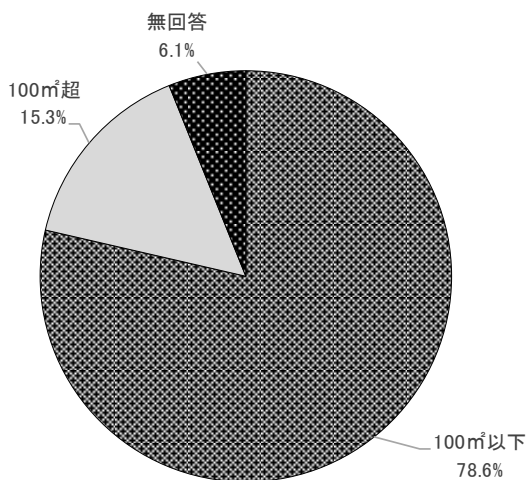




## (6)客席の面積 <問6>

「100㎡以下」が78.6%と約8割を占めています

図表 2-1-6 客席の面積

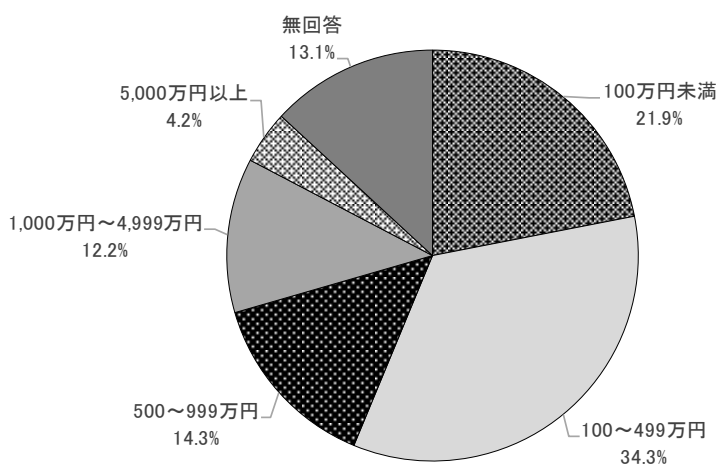


n=1,842

## (7)資本金 <問7>

資本金は、「100～499万円」が34.3%と最も多く、5,000万円未満の店が全体の8割を超えています。

図表 2-1-7 資本金



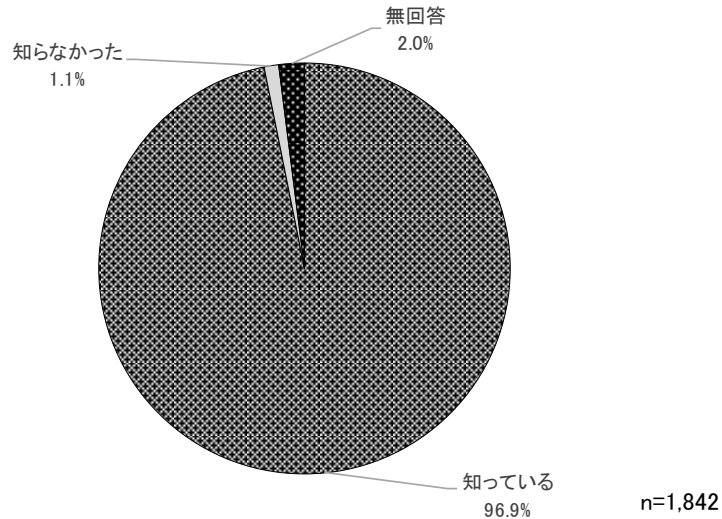
n=1,842

## 2. 受動喫煙に関する制度について

### (1) 健康への影響の認知度 <問8>

受動喫煙が健康に影響することを「知っている」のは96.9%と大半を占めています。

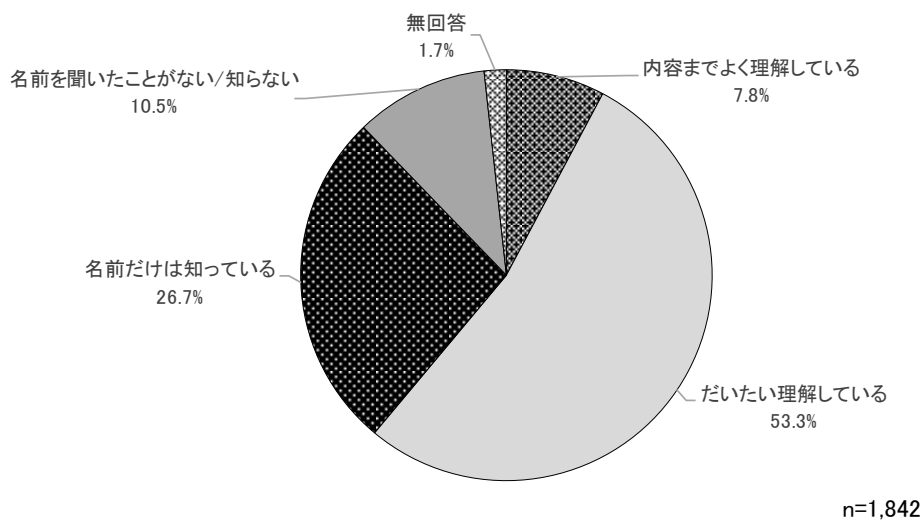
図表 2-2-1 健康への影響の認知度



### (2) 改正健康増進法の認知度 <問9>

改正健康増進法の認知度について、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）が87.8%と、高い認知度になっています。

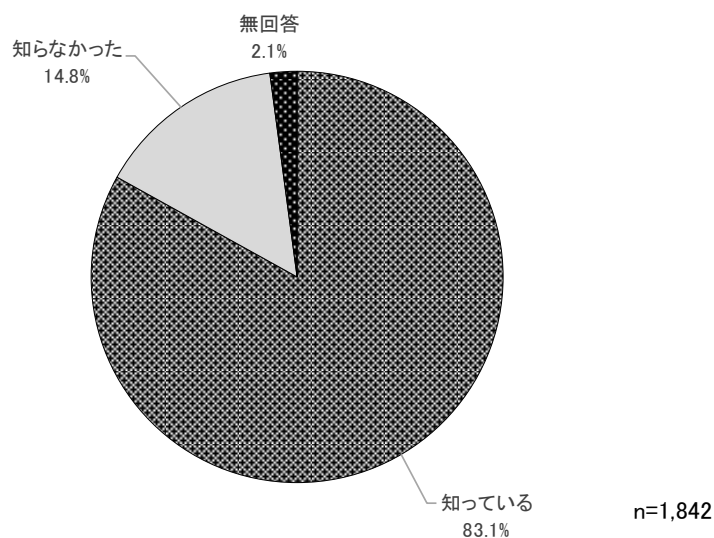
図表 2-2-2 改正健康増進法の認知度



### (3)改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度 <問 10>

改正健康増進法において、基準を満たした喫煙室以外での喫煙が禁止されており、原則屋内禁煙になることについて、「知っている」が83.1%と多くを占めています。

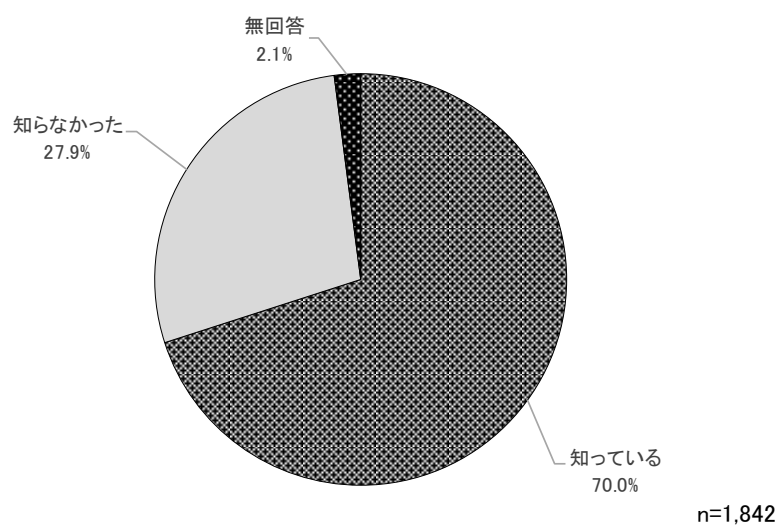
図表 2-2-3 改正健康増進法での原則屋内禁煙についての認知度



### (4)改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について <問 11>

施設管理者の方に、喫煙禁止場所の喫煙器具・設備の撤去、喫煙者への喫煙の中止の依頼、標識の提示（店頭喫煙場所があるかを表示/喫煙室入口に表示）など受動喫煙を防止するための責務が発生することについて、「知っている」は70.0%となっています。

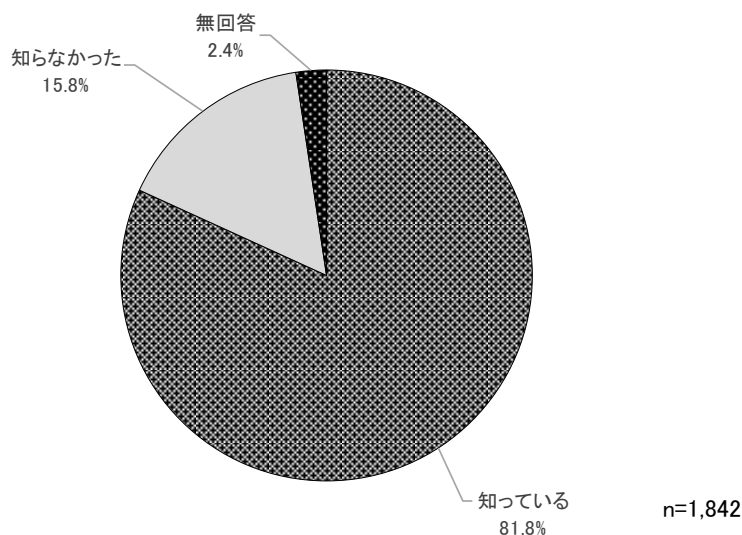
図表 2-2-4 改正健康増進法での受動喫煙防止対策の責務について



### (5)改正健康増進法での喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の認知度 <問 12>

改正健康増進法では、2020年4月から、飲食店は原則屋内禁煙、ただし、基準に合致した喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置した場合のみ、その中で喫煙が可となることについて、「知っている」が81.8%と8割を超えています。

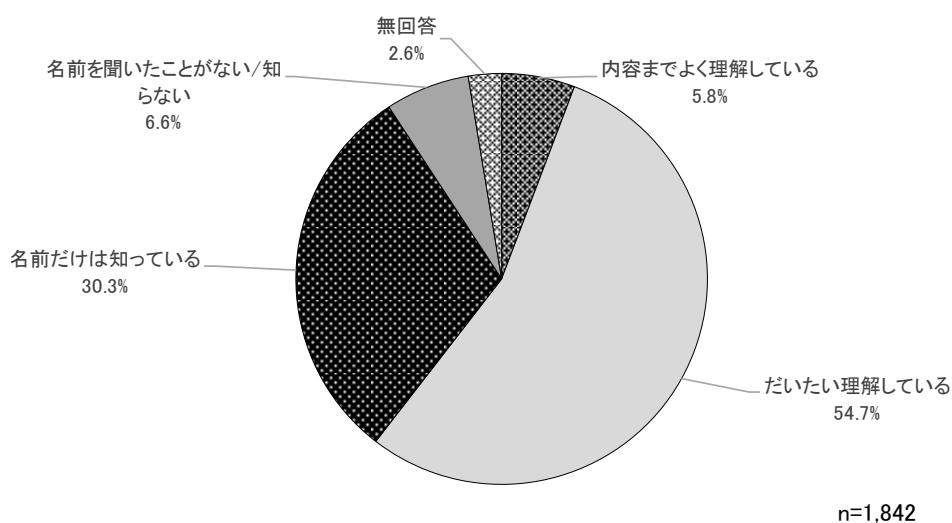
図表 2-2-5 改正健康増進法での喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室の認知度



### (6)東京都受動喫煙防止条例の認知度 <問 13>

東京都受動喫煙防止条例の認知度について、知っている人（「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計）が90.8%と高い認知度になっています。

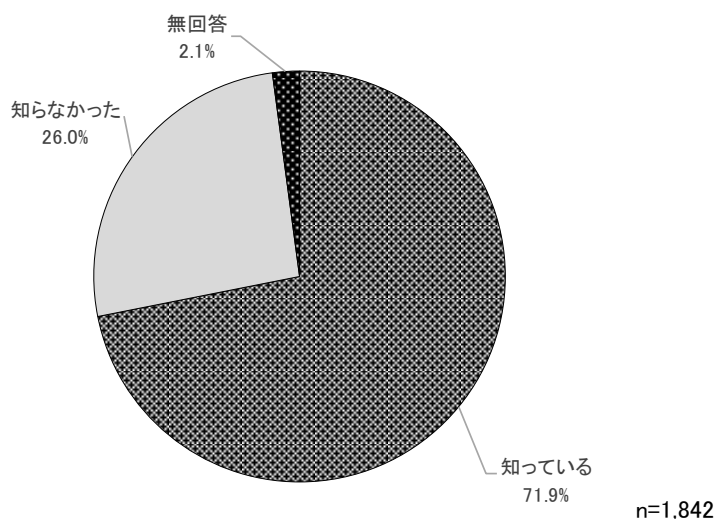
図表 2-2-6 東京都受動喫煙防止条例の認知度



### (7) 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度 <問 14>

東京都受動喫煙防止条例では、2020年4月から、飲食店は、従業員が1人でもいれば、基準に合致した喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置した場合のみ、その中で喫煙が可となることについて、「知っている」が71.9%と7割を超えています。

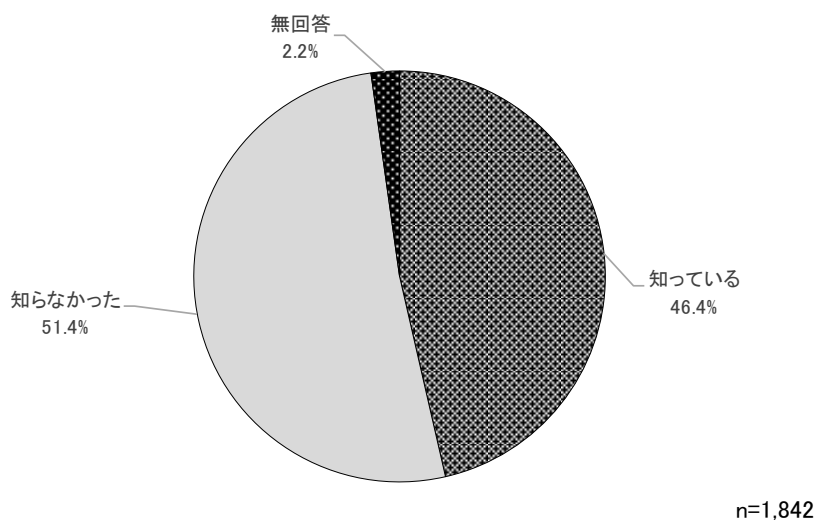
図表 2-2-7 東京都受動喫煙防止条例の従業員がいる場合の対応の認知度



### (8) 違反時の指導や過料の対象についての認知度 <問 15>

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例では、制度に違反した場合に、保健所からの指導や過料の対象になることについて、「知っている」が46.4%でした。

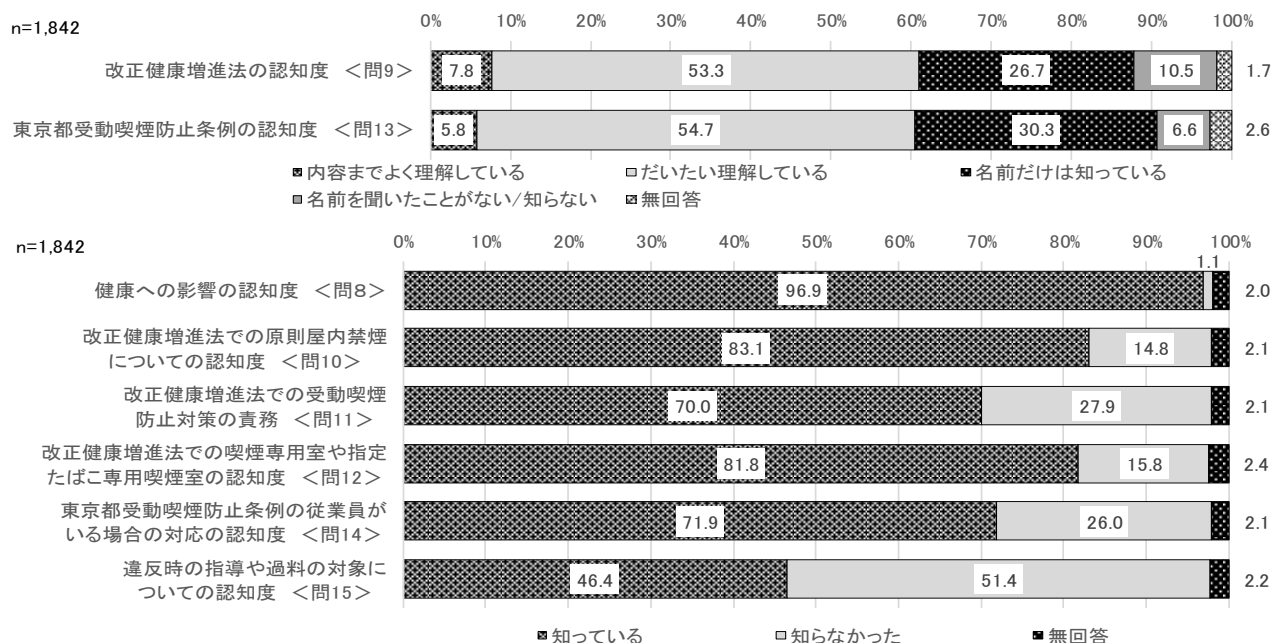
図表 2-2-8 違反時の指導や過料の対象についての認知度



### (9) 受動喫煙に関する内容の理解度 <問8～問15の比較>

受動喫煙に関する内容の理解度について、問8から問15の回答の構成比を比較すると、改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例の認知度は大きな差がありません。受動喫煙について健康への影響の認知度は100%に近く、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の内容についても7割～8割程度の理解となっていますが、違反時の指導や過料についての認知度は、半分に至っていません。

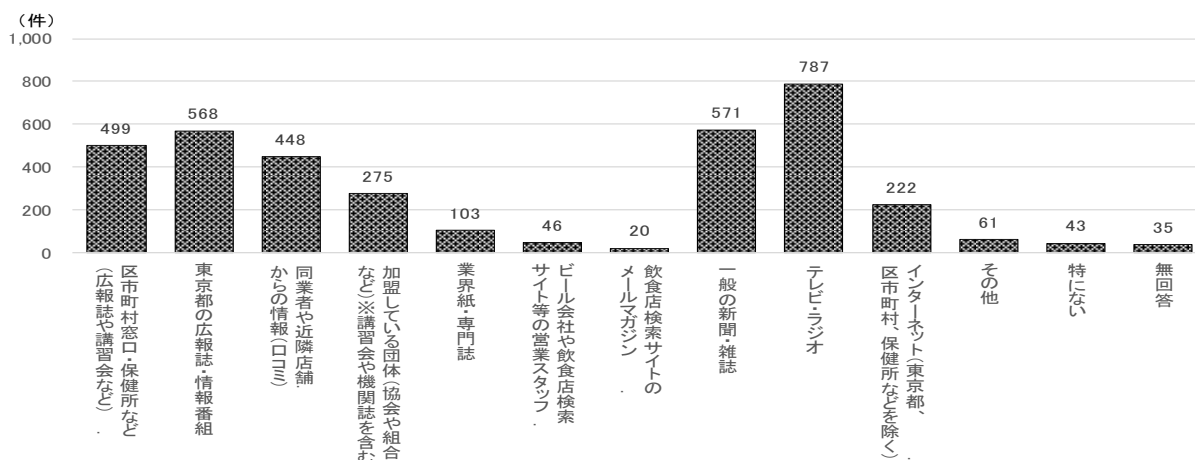
図表 2-2-9 受動喫煙に関する内容の理解度



### (10) 受動喫煙に関する情報の入手方法(複数回答)<問16>

受動喫煙に関する情報の入手方法は、「テレビ・ラジオ」が787件と最も多く、次いで「一般の新聞・雑誌」571件、「東京都の広報誌・情報番組」568件、「区市町村窓口・保健所など（広報誌や講演会など）」499件となっています。

図表 2-2-10 受動喫煙に関する情報の入手方法（複数回答）



#### <その他の意見（主なもの）>

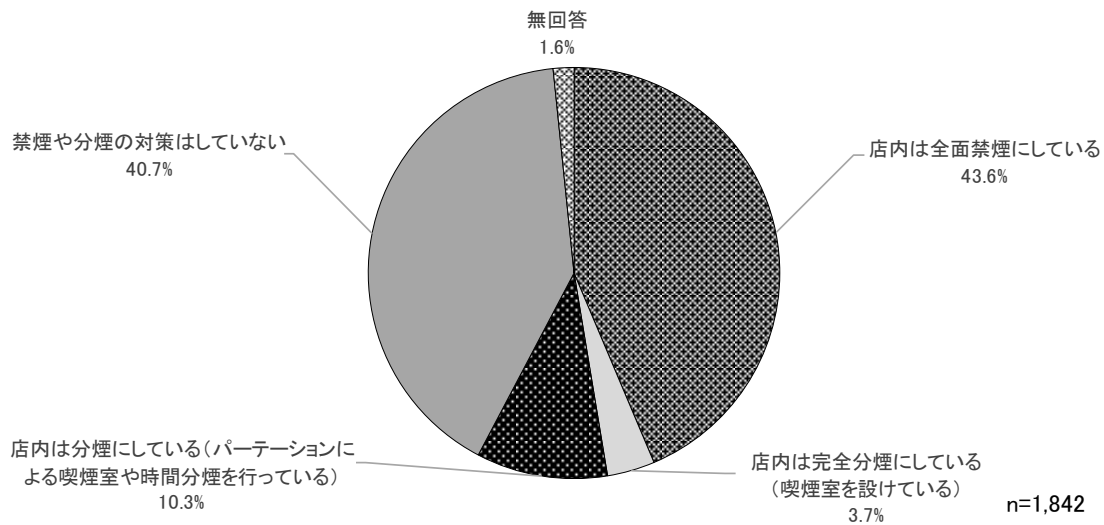
- ・タバコ会社（JT）（12件）
- ・お客様の話（7件）
- ・入居している施設・建物からの情報（7件）
- ・社内情報、会社からの指示（6件）
- ・本部、本社（6件）
- ・商工会議所（3件）
- ・電車内の広告
- ・このアンケート
- ・以前郵送された受動喫煙対策に関する補助金の案内

### 3. 現在の禁煙・分煙の状況について

#### (1) 店内の禁煙・分煙状況 <問 17>

現在の店内の禁煙・分煙状況について「店内は全面禁煙している」「店内は完全分煙にしている（喫煙室を設けている）」と、受動喫煙が生じないような対策を行っている店が 47.3%、「店内は分煙にしている（パーテーションによる喫煙室や時間分煙を行っている）」「禁煙や分煙の対策はしていない」と、受動喫煙防止対策が不十分な店が 51.0%となっています。

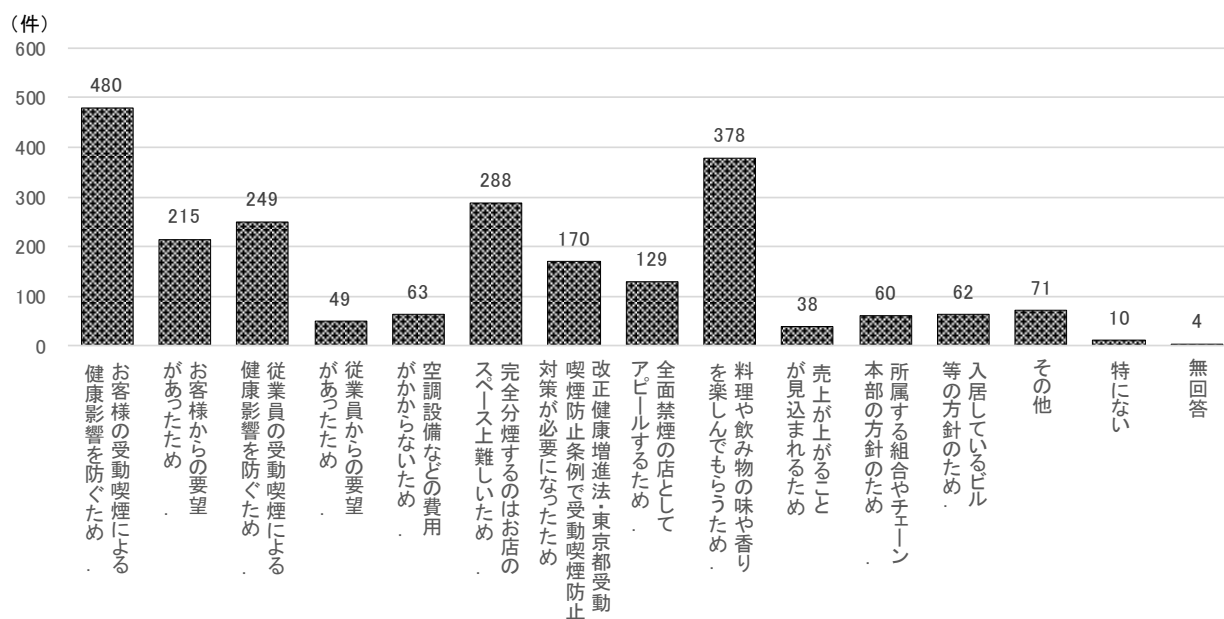
図表 2-3-1 店内の禁煙・分煙状況



## (2) 全面禁煙にしている理由(複数回答) <問 17-1>

現在「店内は全面禁煙している」と回答している店がその理由として、「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が480件と最も多くなっており、次いで、「料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため」378件、「完全分煙するのはお店のスペース上難しいため」288件、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」249件となっています。

図表 2-3-2 全面禁煙にしている理由 (複数回答)



### <その他の意見 (主なもの) >

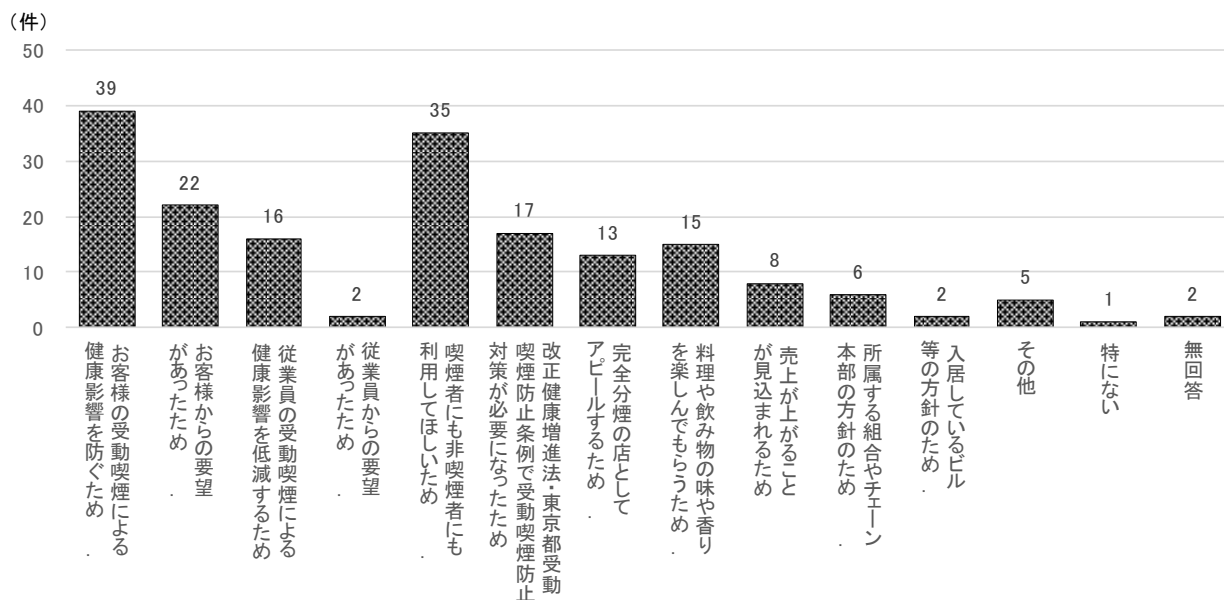
- ・タバコが嫌い、くさい、健康に悪い (26件)
- ・自分自身(経営者)の健康 (8件)
- ・子どもの来店 (5件)
- ・オープンから禁煙 (4件)
- ・時代のニーズ (4件)
- ・自分自身たばこを吸わない (3件)
- ・条例が施行される (2件)
- ・区の方針
- ・お客様が子供・女性中心
- ・宗教上で禁止
- ・街自体が禁煙(一応)
- ・単純に禁煙の方が良いと思った
- ・タバコを吸えるからという理由で選ばれる店は弱い
- ・今や吸う人より吸わない人の方が多い
- ・以前に吸う客と吸わない客がけんかしたことがある
- ・子どもと外国人の来店
- ・従業員全員たばこを吸わない
- ・他のラーメン店が禁煙にしている所が多い



### (3) 完全分煙にしている理由(複数回答)〈問 17-2〉

現在「店内は完全分煙している」と回答している店がその理由として、「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が 39 件と最も多くなっており、次いで、「喫煙者にも非喫煙者にも利用してほしいため」35 件、「お客様からの要望があったため」22 件となっています。

図表 2-3-3 完全分煙にしている理由 (複数回答)



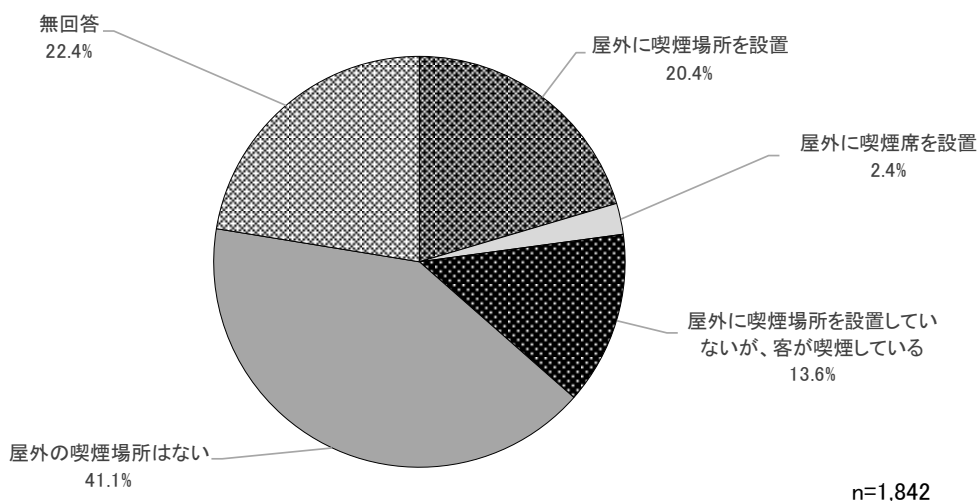
#### 〈その他の意見〉

- ・ 個室での使用
- ・ 自分が嫌い
- ・ 外で吸える
- ・ ほとんどのお客様がタバコを吸われる

#### (4)屋外の喫煙場所などの状況について <問 18>

屋外の喫煙場所の状況について「屋外の喫煙場所はない」が41.1%と最も多くなっており、次いで「屋外に喫煙場所を設置」20.4%、「屋外に喫煙場所を設置していないが、客が喫煙している」13.6%となっています。

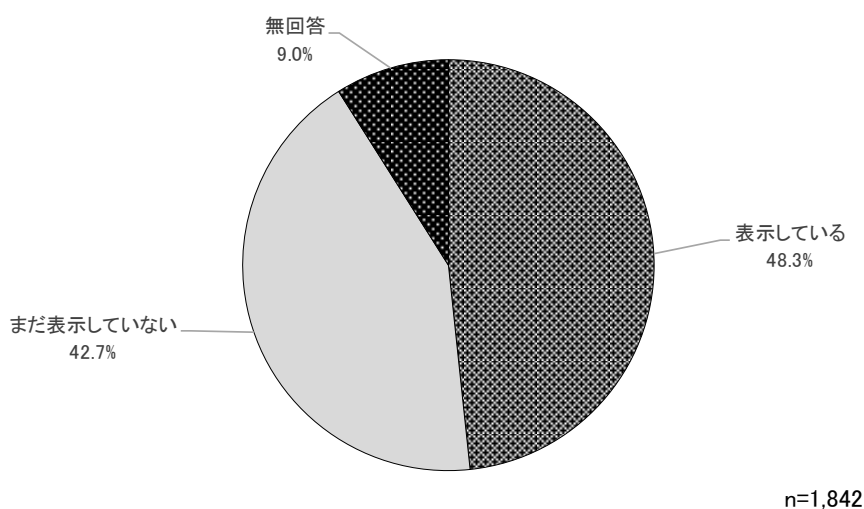
図表 2-3-4 屋外の喫煙場所などの状況について



#### (5)店内の禁煙・分煙状況の表示について <問 19>

店内の禁煙・分煙状況の表示について「表示している」は48.3%、「まだ表示していない」が42.7%となっています。

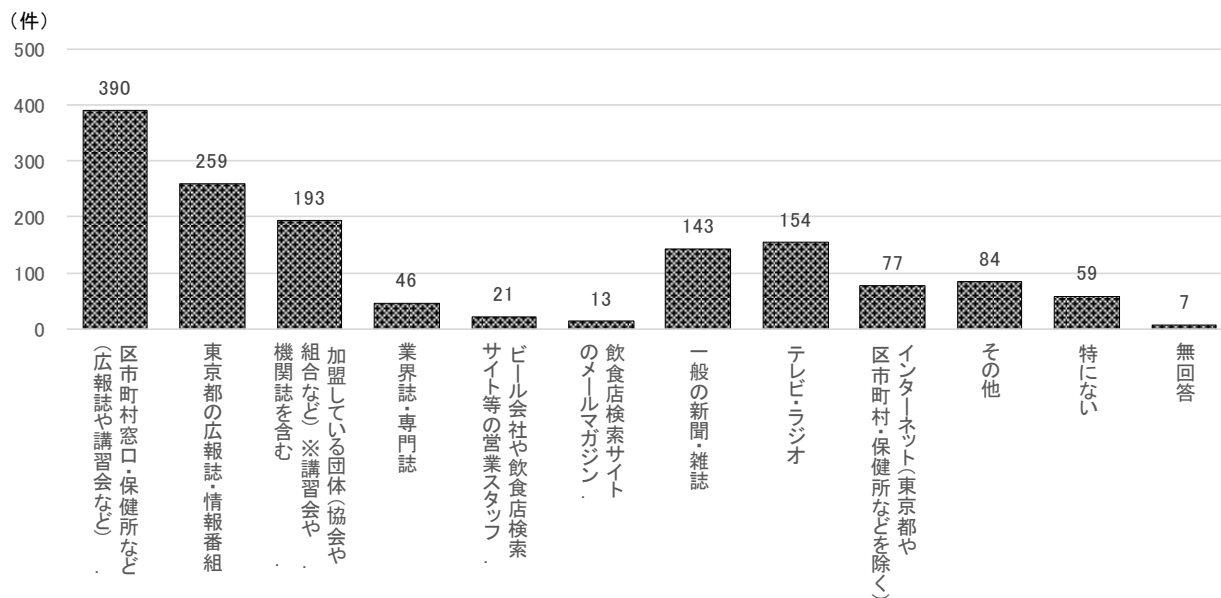
図表 2-3-6 店内の禁煙・分煙状況の表示について



## (6)表示義務化の情報入手先(複数回答)<問 19-1>

問 19 で表示していると回答している店において、表示義務化の情報入手先として、「区市町村窓口・保健所など」が 390 件と最も多くなっています。次いで「東京都の広報誌・情報番組」259 件、「加盟している団体」193 件となっています。

図表 2-3-7 表示義務化の情報入手先 (複数回答)



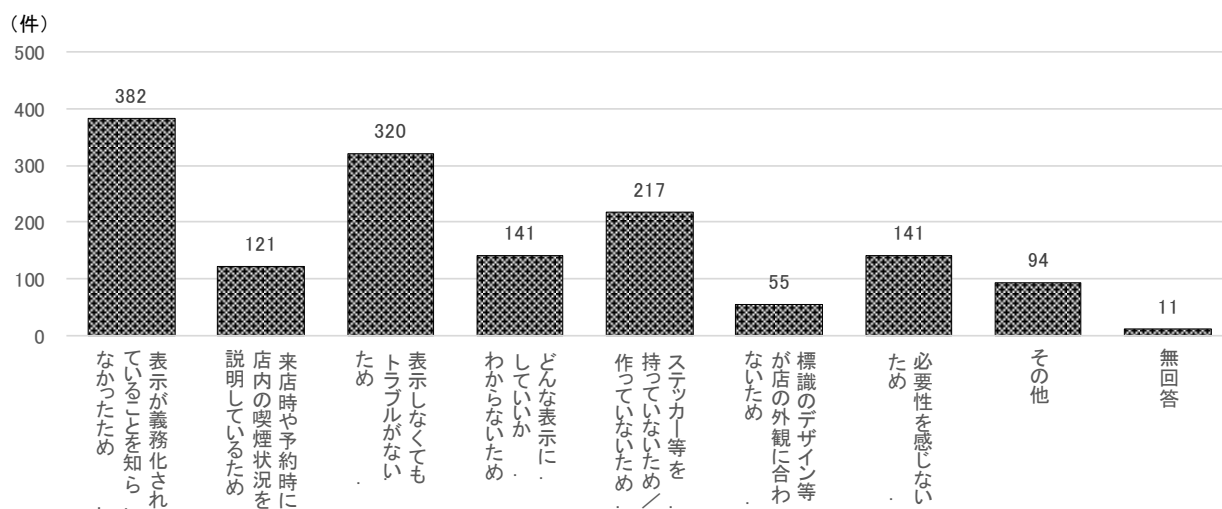
### <その他の意見 (主なもの) >

- ・ビルやデベロッパー (19 件)
- ・本部や会社 (18 件)
- ・以前から全面禁煙している (7 件)
- ・J T の営業スタッフ (2 件)
- ・オーナー、店主 (2 件)
- ・東京都からの通知 (2 件)
- ・スタッフから聞いた
- ・義務化以前から自主的に表示
- ・店舗の仲間
- ・友人
- ・時間分煙をするにあたりお客様にお知らせする目的であって義務化を知ったからではない
- ・受動喫煙になる前からお店は表示している
- ・前の経営者がすでに表示していた
- ・表示義務を知ったからではなく、全面禁煙の店であることをお客様に分かって頂くために早くから表示している

## (7)表示していない理由(複数回答)〈問 19-2①〉

問 19 でまだ表示していないと回答している店において、その理由として、「表示が義務化されることを知らなかったため」が 382 件と最も多く、次いで「表示しなくてもトラブルがないため」320 件、「ステッカー等を持っていないため/作っていないため」217 件となっています。

図表 2-3-8 まだ表示していない理由 (複数回答)



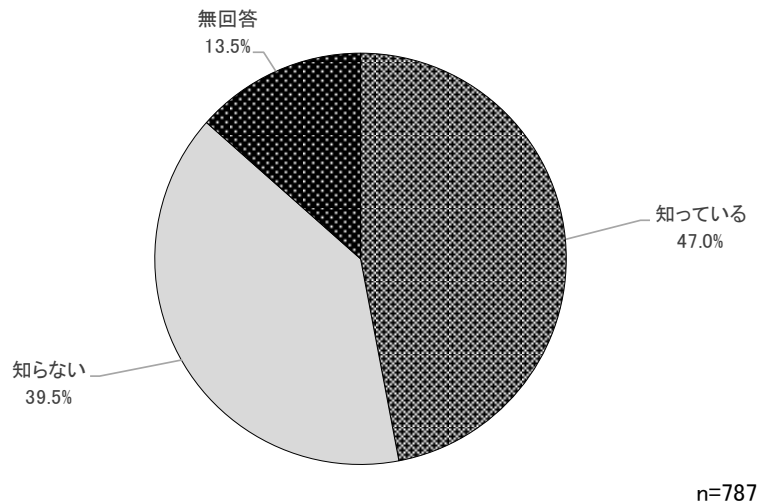
〈その他の意見 (主なもの)〉 ※全面施行後は違反事例となる可能性があるものも含まれます。

- ・喫煙禁止にしたら、客がこない (7 件)
- ・2020 年 4 月 1 日よりステッカー等を表示 (5 件)
- ・お客様が吸わない (5 件)
- ・従業員がいない (3 件)
- ・近くステッカーを表示 (3 件)
- ・2020 年 4 月 1 日以後全面禁煙とする (3 件)
- ・2020 年 4 月からでいいと思っていた (3 件)
- ・入店している施設ビルで行ってくれている (3 件)
- ・100 m<sup>2</sup>以下で個人営業 (2 件)
- ・わざわざ、喫煙可能を知らせるのが嫌 (2 件)
- ・大体のお客様がたばこを吸う客 (2 件)
- ・2020 年 4 月から口頭で禁煙と言っている
- ・8 人で満員になる店で分煙も禁煙も無理
- ・web サイト等はすべて表示している
- ・オーダーは済んでいるが届いていない
- ・ステッカーに子ども NG がある
- ・ステッカーを貼る場所がない
- ・完全会員制のため、必要がないと思っていた
- ・経営者の意識に入っていない
- ・既にお客様が禁煙の店であることを知っている
- ・喫煙者側に理解されていない
- ・食ベログに表示している
- ・時間帯分煙のため、禁煙マークだけでは使えない
- ・来年 4 月からの方針が具体的に決まっていない
- ・理由はないが、何となく遅れている

(8)店頭掲示用のステッカーの認知度 <問 19-2②>

問 19 でまだ表示していないと回答している店舗で、店頭ステッカーの認知度について「知っている」が 47.0%、「知らない」が 39.5%となっています、

図表 2-3-9 店頭掲示用のステッカーの認知度

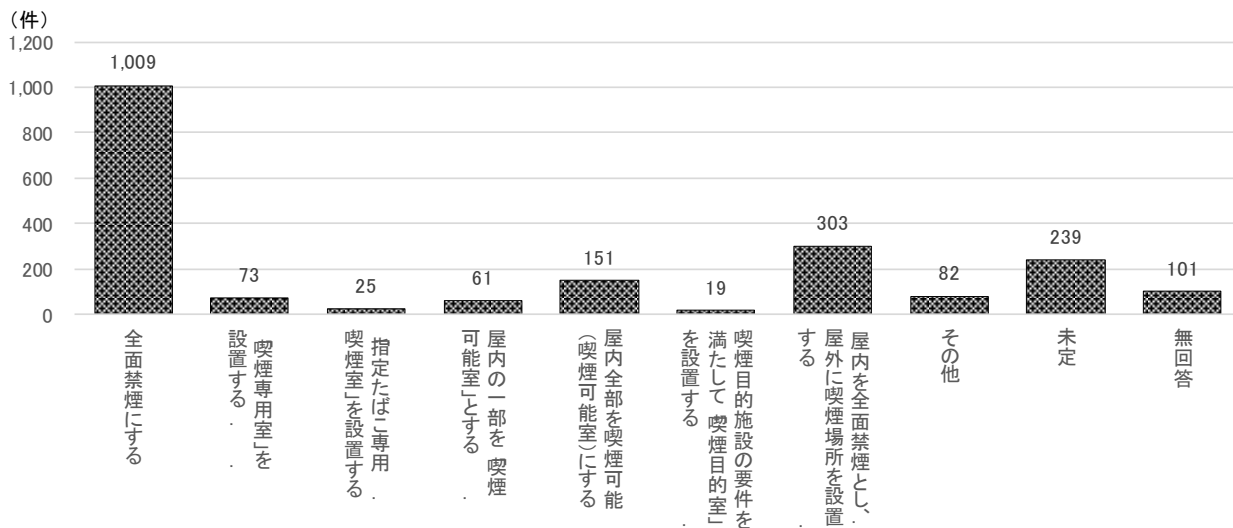


## 4. 今後の受動喫煙防止対策について

### (1) 2020年4月以降の受動喫煙防止の取組(複数回答) <問 20>

2020年4月以降については、「全面禁煙にする」が1,009件、「屋内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する」が303件と多くの店が全面禁煙に取り組むと回答しています。

図表 2-4-1 2020年4月以降の受動喫煙防止の取組(複数回答)



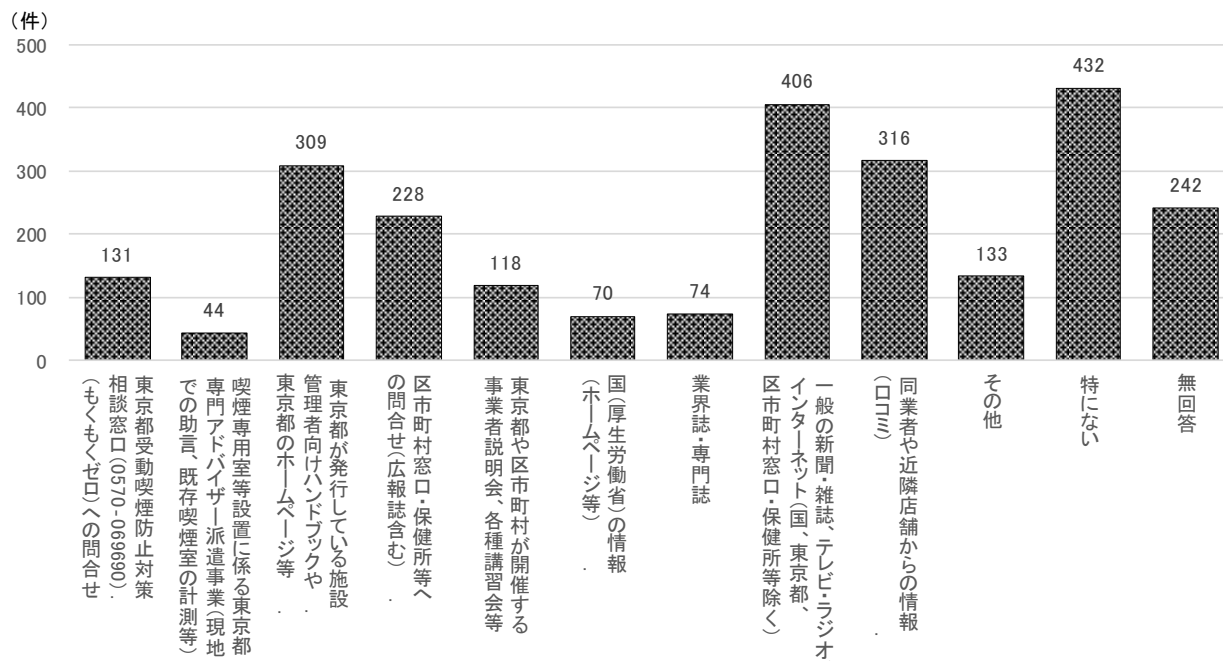
<その他の意見(主なもの)> ※全面施行後は違反事例となる可能性があるものも含まれます。

- ・現状のまま(12件) ・時間を決めて、喫煙可能とする(9件) ・禁煙にすることは難しい(7件)
- ・施設ビル・会社の方針に従う(5件) ・既に喫煙室があるので特に変わらない(5件)
- ・店をやめる(4件) ・子どもが来店したら全面禁煙する(2件)
- ・様子を見る ・屋外、吸殻ポイ捨て禁止表示 ・お客様のニーズを聞いて柔軟に対応したい
- ・期日がきたら、従うつもり ・国で全面禁煙を決定してもらいたい
- ・子どもも老人も、全体の4割来ているが、クレームはない ・従業員を解雇し、1人で営業する
- ・小規模店の特例等を利用する ・説明会に出席した後に決める予定
- ・当店は全個室のため、喫煙も可能とも考えている ・夜はパートもいないから喫煙にしたい
- ・補助金があれば専用室を設置できないか考えられる

## (2)問 20 の取組(予定)を決める際に参考にしたもの(複数回答)〈問 21〉

問 20 の取組(予定)を決める際に参考にしたものについては、「特にない」を除けば、「一般の新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネット」406 件、「同業者や近隣店舗からの情報」316 件、「東京都が発行している施設管理者向けハンドブックや東京都のホームページ」309 件の順に多くなっています。

図表 2-4-2 問 20 の取組(予定)を決める際に参考にしたもの(複数回答)



### 〈その他の意見(主なもの)〉

- ・本部・本社からの指示、指導 (24 件)
- ・以前から禁煙 (23 件)
- ・タバコが嫌い (11 件)
- ・お客様からの要望 (11 件)
- ・加盟している組合、団体 (7 件)
- ・お客様・自分自身の健康 (6 件)
- ・JT と相談 (4 件)
- ・世の中全体が禁煙の流れ (2 件)
- ・保健所の講習会と本部の対応 (2 件)
- ・本部判断で喫煙室の設置可能性あり
- ・お客様の喫煙率を数えてみた結果、喫煙者が多い
- ・まだ決めかねている
- ・喫煙スペースがとれない
- ・個人へ相談
- ・社内検討の結果
- ・商工会のアドバイス
- ・人手不足
- ・東京都規則で定める技術基準

## 5. 東京都への要望について

### (1) 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望(複数回答)〈問 22〉

受動喫煙防止の取組のために東京都へ要望することは、「新制度について都民や飲食店を含む事業者にもっと周知してほしい」が622件と最も多く、次いで「行政による公衆喫煙所の整備をもっと進めてほしい」558件、「店内の喫煙状況を店頭に表示できる、より使いやすいステッカーなどの掲示物を作成し、配布してほしい」458件となっています。

図表 2-5-1 受動喫煙防止の取組のための東京都への要望(複数回答)

